

という人権保障の姿勢が色濃く打ち出されている点、特に注目される点である。

(注)

- (1) 新法の全文は、『人民日報』2004.9.1参照。
- (2) 中国におけるSARSの発生とその対処の過程については、次の資料を参照。
  - ・『中国総覧』2004年版、ぎょうせい、2004.4、pp.461-468。
  - ・『中国年鑑』2004年版、創土社、2004.8、pp.77-80。
- (3) 中国における鳥インフルエンザの発生とその対処の過程については、前掲『中国年鑑』2004年版、pp.336-338参照。
- (4) 「第7章：保障措置」では、各レベル人民政府が執行計画を策定し、予算措置を講じることなど、伝染病予防治療法の執行を確実にするための措置が規定されている。

(5) 改正内容をまとめるにあたっては、次の記事を参照した。

- ・「伝染病予防治療法など改正へ—SARSの教訓生かし」『人民ネット日本語版』2004.8.24<[http://people.ne.jp/2004/08/24/print20040824\\_42693.html](http://people.ne.jp/2004/08/24/print20040824_42693.html)> (last access 2005.1.10)
  - ・「全人代常務委第11回会議で審議された法案の解説」『人民ネット』2004.8.24<<http://www.people.com.cn/GB/14576/14957/2734964.html>> (last access 2005.1.10)
  - ・「新伝染病予防治療法の8つの変化」『中国放送ネット』2004.8.30<<http://www.cnr.cn/jksh/200408300079.html>> (last access 2005.1.10)
- (6) 衛生部ホームページ<<http://www.moh.gov.cn/>> (last access 2005.1.10)

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

## 【短信：カンボジア】

### ポル・ポト派元幹部らを裁くための特別法廷設置法の改正

権香淑

2004年10月4日、カンボジア下院は、2001年8月に成立したポル・ポト派元幹部らの罪を裁くための「民主キャンプチャ時代に発生した犯罪の訴追に関するカンボジア裁判所内の特別法廷設置法」(以下「特別法廷設置法」という。)の改正案を出席議員107名の満場一致で可決した。<sup>(注1)</sup> この改正は、同日、下院で行われた「民主キャンプチャ時代に発生した犯罪のカンボジア法律に基づいた訴追に関する国連及びカンボジア政府間の合意書」(以下「合意書」という。)の承認を受け、その規定内容に沿う形で行われたものである。<sup>(注2)</sup>

以下、本稿では「特別法廷設置法」改正の背景及び主な内容を紹介し、ポル・ポト派裁判の開廷に向けた課題について述べる。なお、「特別法廷設置法」自体の制定の背景及び内容などについては、本誌210号に掲載した拙稿を参照されたい。<sup>(注3)</sup>

#### 1 改正の背景

冒頭で述べた通り「特別法廷設置法」の改正は、6年越しの交渉の結果、カンボジア政府と国連との間で取りまとめられた「合意書」に基づいている。特別法廷の設置をめぐる両者間の

交渉は困難をきわめたが、とりわけ「特別法廷設置法」が成立した2001年8月以降、特別法廷を規律するのは「特別法廷設置法」、「合意書」のどちらなのかという優位性をめぐり、両者の意見対立が表面化した。この意見対立は解消されず、2002年2月8日、国連はカンボジアとの交渉を終了する声明を発表した。

その後、日本を含めた関係諸国が両者を交渉テーブルに着かせるための外交を展開し、2002年12月18日、国連総会における「カンボジアとの合意書を調印するため交渉を遅滞なく再開することの要請」<sup>(注4)</sup>を含む決議が採択され、2003年1月に交渉が再開された。そして、同年5月13日、国連総会は合意内容が明記された草案を承認する決議を行い、6月6日、カンボジアのソック・アーン内閣官房長官と国連のハンス・コレル代理弁護士との間で「合意書」の調印が行われた。

「合意書」の調印以降は、カンボジア国内における「合意書」の承認及び「特別法廷設置法」の改正という法的手続が残されていた。しかし、カンボジアでは、2003年7月の第3回総選挙後、組閣をめぐる与野党対立から政局が混迷し、1年以上国会が開かれなかった状態が続いた。2004年8月に政党間における合意が成立し、ようやく国会が開会して「合意書」及び「特別法廷設置法」改正に関する審議が開催されるに至った。フン・セン首相は「合意書」の調印が実現したことを受け、「やっとこの日を迎えることができた」との談話を発表した。

## 2 改正の主要項目

### (1) 裁判構成に関する規定の改正：三審制から二審制に

裁判手続の迅速化のため、「合意書」第3条第2項には、特別法廷を二審制とする旨の規定がある。このことを受け、「特別法廷設置法」の裁判構成に関する規定（第9条）が三審制から二

審制に改められた。なお、いずれの裁判においてもカンボジア人裁判官が外国人裁判官より多数を占める構成に変更はない。したがって、特別法廷は、第一審にあたる法廷（The Trial Court）がカンボジア人3名と外国人2名の計5名、控訴審にあたる最高法廷（The Supreme Court）がカンボジア人4名と外国人3名の計7名の裁判官によって構成され、有罪判決には、第一審で4名、第二審で5名の判事の同意が必要となる。必然的に、「特別法廷設置法」において第二審として位置づけられていた法廷（The Appeal Court）に関する文言は、全て削除又は修正された（第2条、第9条、第11条、第14条、第17条、第18条、第36条、第37条の改正）。

### (2) 「合意書」に関する規定の改正：国内法としての効力を付与

国連との最終合意をめぐる交渉において浮上した「特別法廷設置法」及び「合意書」の優位性に関する対立は、最終的に「特別法廷設置法」を優位に置くことで決着し、特別法廷は、国際的な性格を有するに足る水準をもった国内法廷であるという位置づけとなった。つまり、特別法廷は、カンボジア議会がカンボジア憲法に従って制定した「特別法廷設置法」に基づき、カンボジアの既存の司法制度の中に設置される<sup>(注5)</sup>。したがって、カンボジア国内において「合意書」に効力を付与することを目的に、「合意書」がカンボジアの法律として適用するとの規定が新たに挿入された（第47条の2の挿入）。

### (3) 被告人などの権利保障に関する規定の改正

「合意書」第13条には「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第14条及び第15条<sup>(注6)</sup>に規定された裁判、公正性、法の適正手続に関する国際基準に従った手続を保障すべきことが盛り込まれている。この規定に沿うよう「特別法廷設置法」における被告人などの権利保障に関わる

捜査、審理手続、特権などに関する規定が改正された（第24条、第33条、第34条、第42条の改正）

#### (4) 国際的な手続に関する規定の改正

「合意書」第12条第1項において、カンボジア法の解釈、適用に不明確な点がある場合、又は国際基準との整合性に問題が生じた場合には、国際的に確立された手続規則がガイダンスとして使用されるとの規定がある。「特別法廷設置法」においても、このような「合意書」の規定に則った法的措置がなされるよう共同検察官、捜査及び審理手続に関する規定条項が改正された（第20条、第23条、第33条の改正）。

#### (5) 恩赦及び大赦に関する規定の改正

「特別法廷設置法」の恩赦 (amenity) 及び大赦 (pardon) に関する規定では、カンボジア政府が容疑者に対する恩赦及び大赦を求めないとされていたが、今回の改正で新たに「この法律の制定前に与えられることとされていたすべての恩赦又は大赦の範囲は、特別法廷が決定する事項とする<sup>(注7)</sup>」との文言が加えられた（第40条の改正）。

### 3 開廷に向けた課題

#### (1) 特別法廷設置のための準備

今後の特別法廷の開廷に向けた課題として、まず、特別法廷設置のための具体的な準備が必要となる。この準備は、カンボジア政府内に設置されたクメール・ルージュ裁判特別対策委員会（以下「対策委員会」とする）、クメール・ルージュ裁判のための国連アシスタンス（The United Nations Assistance to the Khmer Rouge Trials. 以下 UNAKRT とする。）及び日本、フランス、イギリス、スウェーデンを始めとした援助諸国の協力を得て進められている。

対策委員会は、2003年12月、2004年3月及び同年10月の三回にわたり UNAKRT の代表を受け入れ、特別法廷の設置に必要な手続等を協議している。その一環として、特別法廷の設置場所はプノンペンの王宮に近いチャトムック劇場に、また事務局の設置場所はクメール民族文化センターに決定した。

#### (2) 法廷運営費及び裁判費用の問題

裁判開始に向けた動きが本格化する中、法廷運営費及び裁判費用に対する配分の確定が急がれている。『プノンペンポスト』が報じるところによると、カンボジア政府は、特別法廷に総額6,000万ドル、初期費用として1,000万ドルを見積もっている<sup>(注8)</sup>。その内訳として国連が総額の4分の3を負担し、残りの4分の1がカンボジアの負担となることを期待しているが、カンボジア政府は、自国の負担額についても分担してくれる国を探している。これまでのところ、裁判費用については、オーストラリア政府が200万ドルを拠出する意向を示している。

#### (3) その他のプロジェクト

その他の課題としてカンボジア政府は、国連開発計画（UNDP）からの資金援助を受け、司法研修所（the Royal School for Judges and Prosecutors）と共同で、裁判官、検察官、弁護士など法律専門家向けの国際人道法に関する二週間研修プログラムを実施している。他方、カンボジア国民及び諸外国関係者に向けたプロジェクトとしては、特別法廷設置の背景、目的、構成などを説明したクメール語及び英語のブックレットと、特別法廷に関するカンボジア法及び国際法の概要を記したCD形態の出版物の作成を行っている<sup>(注9)</sup>。

以上、「特別法廷設置法」の改正について概観したが、ポル・ポト派元幹部らがいずれも高齢

となっていることから、可能な限り早期に特別法廷を開始することが求められている。しかし、資金問題が足枷となり実際の開廷には数か月以上かかるとの懸念が出ているほか、特別法廷の制度的な枠組みが整ったとはいえ、「合意書」に基づく裁判ではポル・ポト派による重大な犯罪を裁くことはできないと指摘する声もある<sup>(注10)</sup>。実際に特別法廷がいつ開廷されるのかについては、現時点では見通しが立っておらず、開廷までのプロセスを含む特別法廷の行方が注目される。

(注)

- (1) 改正案の英文名称は、“Draft Law on Amendment to the Law on the Extraordinary Chambers on the Courts of Cambodia for the Prosecution of Crimes Committed During the Period of Democratic Kampuchea”
- (2) 「合意書」を承認する法案の正式名称は、“Draft Law Approving the Agreement between the United Nations and the Royal Government of Cambodia Concerning the Prosecution under Cambodian Law of Crimes Committed during the Period of Democratic Kampuchea”で、「合意書」の正式名称は、“Agreement Between the United Nations and the Royal Government of Cambodia concerning the Prosecution under Cambodian Law of Crimes Commitment during the Period Democratic Kumpuchea”である。
- (3) 権香淑「ポル・ポト派元幹部らを裁くための特別法廷設置法」『外国の立法』210号、2001.11。
- (4) この他、決議では、カンボジアによる特別法廷が、国際自由人権規約第14条及び第15条に規定された裁判、公正性、法の適正手続に関する国際基準に従った手続を保障すべきであることも要求している。
- (5) このことは「合意書」第2条第1項にも反映されている。
- (6) 第14条は公平な裁判所による公正な公開審査を受

ける権利、第15条は刑罰法規の不遡及に関する規定である。

- (7) 挿入された条文は次のとおり。“The scope of any amnesty or pardon that may have been granted prior to the enactment of this law is a matter to be decided by the Extraordinary Chambers”
- (8) その他の国際裁判所と比べると見積額が小さすぎるという指摘がある。ちなみに、旧ユーゴ国際刑事裁判所は、年額約2億ドル、ルワンダ国際刑事裁判所は年額約1億ドルであった。
- (9) これら二つのプロジェクトは、The Australian Legal Resources Institute 及び AusAID による資金援助によって行われている。
- (10) この根拠として主に挙げられているのは、以下の指摘である。すなわち、国連がポル・ポト元幹部らの犯罪を立証する証拠として、ポル・ポト政権崩壊直後にプノンペンで開催された人民法廷における証言を採用しないと決定を下している。それゆえ、国連が取り扱う範囲の証拠資料は、地方レベルで発生した事件が主なものであるため、最高指導部を訴追するにたりるものではない。

(参考文献)

- (1) Documentation Center of Cambodia  
<<http://www.dccam.org/>>
- (2) 古谷修一「カンボジア特別裁判部の意義と課題—国際刑事司法における普遍性と個別性—」『国際法外交雑誌』102巻4号、2004。
- (3) 小倉貞男「クメール・ルージュ国際人道裁判で何が裁かれようとするのか」『立命館国際研究』15巻3号、2003。
- (4) 「クメール・ルージュ裁判対策委員会」(The Khmer Rouge Trial Task Force  
<<http://www.cambodia.gov.kh/krt/>>
- (5) *Phnum Penh Post*, 2004.6.4~6.17.
- (6) *BangKok Post*, 2004.9.10, 9.17, 10.3, 10.30.
- (7) *South China Morning Post*, 2004.9.30, 10.14, 10.22, 10.29.

(8) *The Sydney Morning Herald*, 2004.10.9.

(9) *The Straits Times*, 2004.10.7, 10.16.

(くおん ひゃんすく・海外立法情報課非常勤  
調査員)